

## 資格確認書の再発行手数料の徴収につきまして

平素より健康保険組合の事業推進にご理解、ご協力を下さり誠にありがとうございます。  
さて、2月14日に開催されました第121回組合会にて「資格確認書の再発行手数料の徴収」  
が決定いたしましたので、お知らせいたします。  
※組合会とは、健康保険組合の予算や決算等、事業運営に必要な事項を決定する議決機関であり、  
事業主側、被保険者側から半数ずつ選定、互選された議員で構成されている組織体

|        |   |
|--------|---|
| 再発行手数料 | 1枚 10,000円  |
| 施行日    | 令和7年3月1日  |
| 徴収方法   | 申請書記入の上、健保口座へ振込(振込手数料はご申請者の負担となります)                                       |
| 振込口座   | 三菱UFJ銀行(0005) 五反田支店(537)<br>普通口座 4277598<br>口座名義人 ポーラ オルビスグループケンコウホケンクミアイ |

以下、ご不明点の参考にQAを作成いたしましたので、ご一読いただけますと幸いです。  
どうぞよろしくお願いいたします。

Q:マイナンバー制度について教えてください。

A:マイナンバー制度は以下を実現するための社会基盤です。

1. 行政の効率化
2. 国民の利便性の向上
3. 公平・公正な社会の実現

私たちの生活においては、マイナンバーカードを取得することで、顔写真付きの身分証明書として使用できるほか、搭載されているICチップを利用して図書館カードや印鑑登録証など地方公共団体が定めるサービスに利用でき、さらにe-Taxなど税の電子申請等(マイナポータル連携要)も行うことができるようになりました。

Q:現在のマイナンバーカードの取得率について教えてください。

A:マイナンバーカードの保有は義務化されておりませんが、令和7年1月末時点の保有枚数率は77.6%と国民の約8割弱が取得している状況です。

Q:マイナ保険証について教えてください。

A:政府は、マイナンバーカードの利便性向上を図るため、マイナンバー法等の一部改正を行い、健康保険証の新規発行の廃止を令和6年12月2日と定め、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を決めました。マイナンバーカードを保険証利用登録することで一体化、つまりマイナ保険証となります。保険証利用登録は、マイナンバーカードを医療機関等に設置されている

カードリーダーやセブン銀行 ATM などで行え、その手順を踏んでマイナ保険証として受診できるようにします。

また、マイナ保険証で受診することで、過去の薬剤情報や健診情報を医師等へ共有することでより良い医療が受けられることや手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されるため、「限度額適用認定証」の申請も不要となるなど利用者にとってメリットがございました。

Q: 当健保のマイナ保険証の登録率について教えてください。

A: 令和6年12月末現在、当健保加入者のマイナ保険証登録率は **72.3%** です。

Q: 当健保のマイナ保険証の利用率について教えてください。

A: 令和6年12月末現在、当健保加入者のマイナ保険証利用率は **24.1%** です。

Q: 当健保の登録率・利用率は世間一般と比べてどうですか。

A: **健保組合全体の登録率は69%** で、最も登録率の高い健保組合は95%です。利用率の平均は25%で、最も利用率の高い健保組合は90%です。

Q: 資格確認書について教えてください。

A: 資格確認書とは、マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)によるオンライン資格確認を受けることができない被保険者及び被扶養者の方に対し交付するもので、資格確認書を医療機関等の窓口で提示することで、被保険者等の資格を確認し、受診することができるものです。マイナ保険証を取得している対象者が念のため資格確認書も取得していきたいと考える方もいらっしゃるようですが、「マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)によるオンライン資格確認を受けることができない被保険者及び被扶養者」が発行対象者となりますのでご注意ください。

Q: 既存の健康保険証はいつまで使えますか？

A: 既存の健康保険証は、令和6年12月2日から最長1年間の経過措置が設けられております。当健保は既存の健康保険証に有効期限を定めておりませんので、令和7年12月1日までお使いいただくことができます。

Q: 資格確認書の再発行手数料を徴収する理由について教えてください。

A: 資格確認書の再発行手数料を徴収する理由は以下のとおりです。

① 国がマイナ保険証での受診を原則としているため

健康保険組合は、国の認可を受けて設立をした国の事業を代行する公法人で、国が示す事業運営指針に則り、運営をおこなっております。国は現在、医療 DX の基盤であるマイナ保険証の利用促進を行っており、当健保としましても、上記理由から資格確認書での受診ではなく、マイナ保険証での受診を原則としております。

② 健康保険組合は共助の仕組みであるため

健康保険組合は報酬に応じて、加入者皆さんから保険料を徴収し、保険料の範囲で保険給付や保健事業を行う共助の仕組みで成り立っております。必要な給付、手厚い健診が受けられるように無駄な支出を抑えることが必要となります。7割以上の方がマイナ保険証を

取得している中、3割弱の方のために資格確認書の在庫を抱え、システムを完備するなどコストをかけることが共助の仕組みにそぐわないと考えます。

### ③ 財政の健全化のため

上記とも関連してきますが、健保組合では財政健全化のため無駄な支出を抑えることが求められております。その理由といたしまして、高額な薬剤の保険適用などを背景に毎年保険給付の支出が増加し、また少子高齢化の影響で高齢者への拠出金が年々増大しています。2025年度は団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)になる年で、その方々への医療費の負担(高齢者拠出金)がさらに増大することが保険者全体で見込まれております。このまま支出が増加していきますと、健診や保険給付(付加給付)に手を付けざるを得なくなってしまうと見込まれます。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

Q: 資格確認書の再発行手数料はどんな場合に支払いが必要となりますか。

A: 資格確認書の再発行手数料が必要となるケースは、紛失や毀損により再発行が必要な場合です。自然災害などご本人がどんなに注意をしても防げなかった紛失など例外なケースを除き、原則紛失や破れなどにより再発行が必要な場合は、手数料を徴収させていただきます。なお、資格確認書には有効期限が定められており、期間の更新による差し替えのための再発行は費用の徴収は行いません。